

財政健全化法に 基づく財政指標

問 財政課

市は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」によって財政健全化に係る指標（健全化判断比率、資金不足比率）を市の監査委員の監査に付したうえで議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務付けられています。

模に対する比率です。赤字がない場合は、この比率は算定されません。②連結実質赤字比率 特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。

④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（全会計に加え一部事務組合等の借入金の償還金に充てるための当市の負担等見込額、職員退職手当支給予定額等）の標準財政規模に対する比率です。平成28年度は、27年度から6.7ポイント減少しました。

⑤資金不足比率 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。資金不足額がない場合は、この比率は算定されません。

健全化判断比率

①実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模

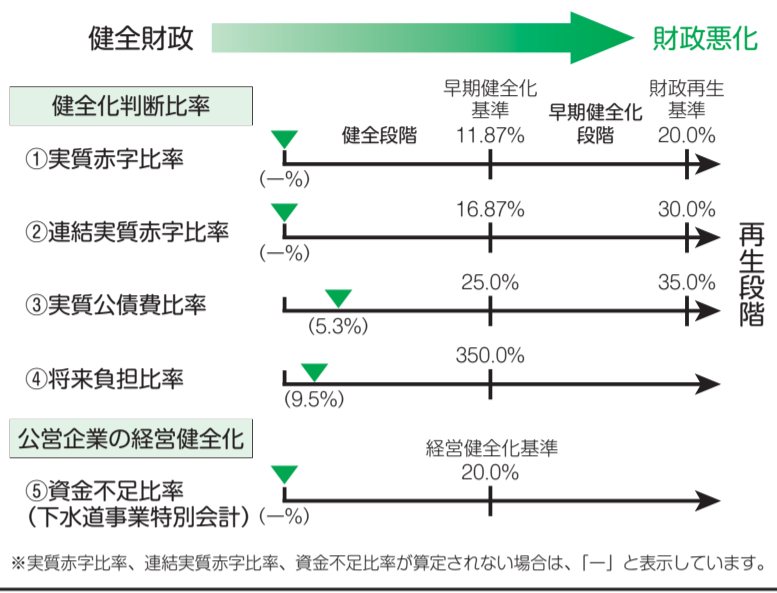
市は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」によって財政健全化に係る指標（健全化判断比率、資金不足比率）を市の監査委員の監査に付したうえで議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務付けられています。

また、財政再生基準を超える場合は、財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生の手続により財政の健全化を図ることとされています。

市の平成28年度決算における健全化判断比率・資金不足比率はグラフのとおりすべての指標が健全段階の範囲内となっています。

監査委員による監査の結果でも「ともに適正な比率の算定が行われている」との判断がされました。

グラフ 財政健全化法による基準でみる当市の現状

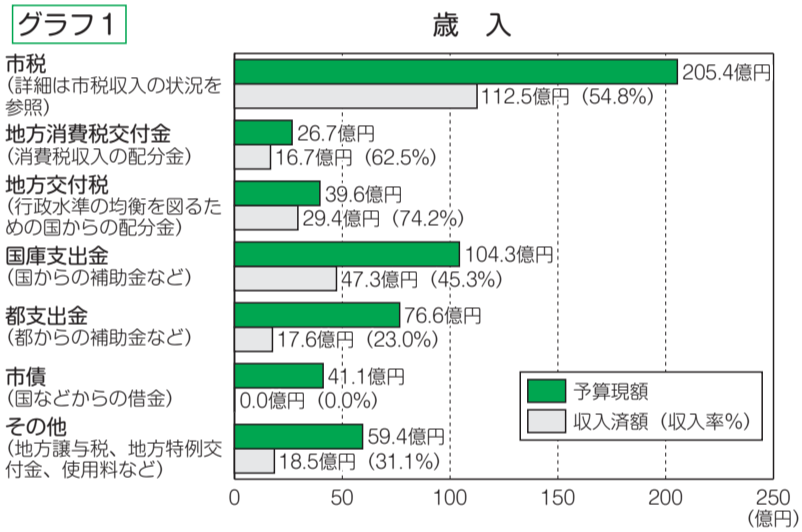


公営企業の経営健全化

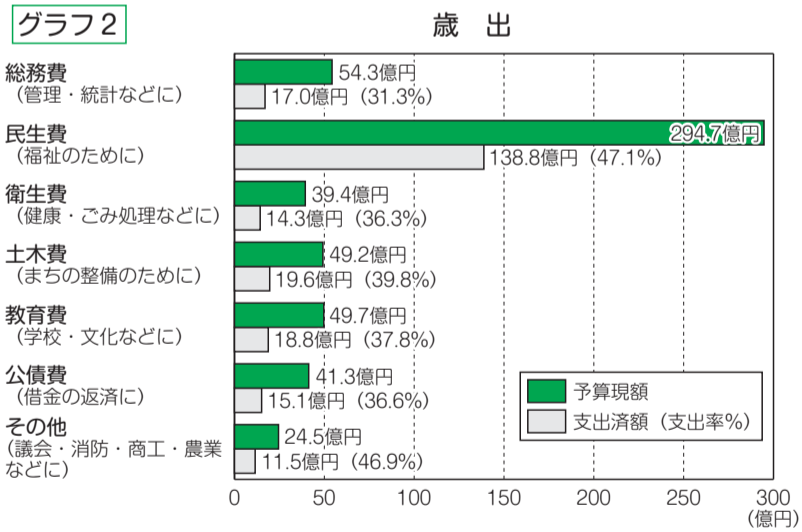
公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。資金不足額がない場合は、この比率は算定されません。

平成28年度は、27年度から0.1ポイント増加しました。④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（全会計に加え一部事務組合等の借入金の償還金に充てるための当市の負担等見込額、職員退職手当支給予定額等）の標準財政規模に対する比率です。

グラフ1



グラフ2



グラフ3

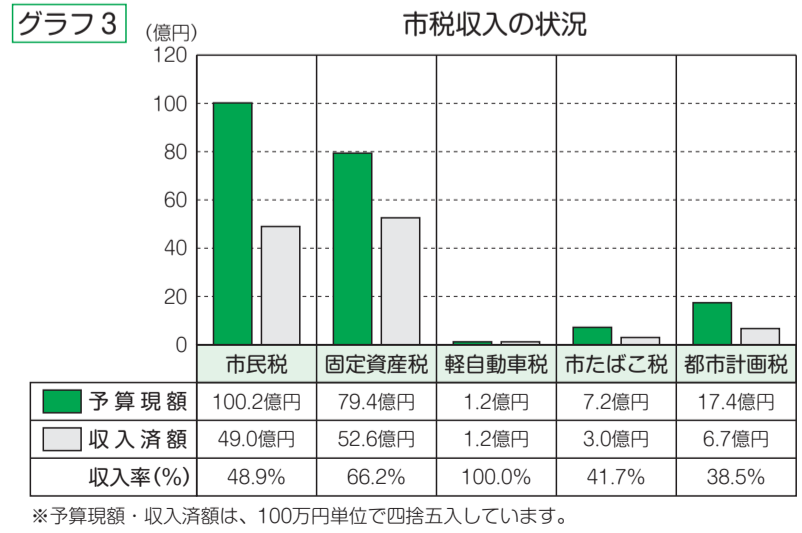


表1 基金

積立基金 ※	86億3,436万円
財政調整基金	32億1,650万円
減債基金	1,830万円
職員退職手当基金	8億6,429万円
公共施設整備基金	5億1,377万円
西武園競輪場周辺対策整備基金	2,951万円
ふるさと創生基金	3,100万円
国際交流及び姉妹都市交流基金	2億1,269万円
長寿社会対策基金	6,744万円
アメニティ基金	7億2,221万円
秋水園周辺対策施設整備基金	6万円
緑地保全基金	5億3,461万円
人権の森構想推進基金	1,028万円
民設公園取得基金	8,012万円
公共施設等再生基金	14億2,386万円
連続立休差事業等推進基金	6億5,113万円
子育てするなら東村山推進基金	1,000万円
地域産業活性化基金	9,505万円
コミュニティバス基金	4,514万円
寄附金基金	840万円
緑の管理基金	1億

※平成29年度末残高の見込み
※定額運用基金を除く

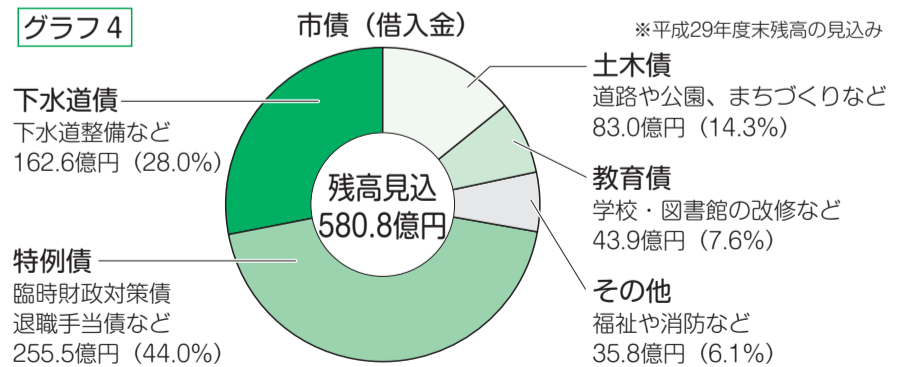
表2 収入および支出の概況

一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計で補正を行い、以下の予算現額となっています。

会計別	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	553億 750万2千円	242億 966万3千円	43.8%	235億 1,545万4千円	42.5%
国民健康保険事業	191億 4,006万2千円	74億 8,960万3千円	39.1%	75億 6,382万9千円	39.5%
後期高齢者医療	35億 9,076万9千円	19億 1,386万0千円	53.3%	11億 9,161万9千円	33.2%
介護保険事業	132億 51万9千円	66億 2,333万1千円	50.2%	48億 9,420万1千円	37.1%
下水道事業	42億 5,466万3千円	19億 2,015万5千円	45.1%	15億 3,537万0千円	36.1%
合計	954億 9,351万5千円	421億 5,661万2千円	44.1%	387億 47万3千円	40.5%

※予算現額には前年度からの繰越額を含みます。
※特別会計とは特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合（法律で定めるものを含む）、一般会計と区別してその収支を個別に経理する会計をいいます。

グラフ4



※市の借入金には、市債のほかに、一時借入金があります。一時借入金は、一時的に現金が不足する場合に年度内の返還を条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。一般会計、特別会計とも、9月末現在一時借入金はありません。

市債見込みから見た市民負担の概況

1人当たりの地方債残高……38.5万円
1世帯当たりの地方債残高……80.6万円